

## 全国瞬時警報システムによる情報伝達試験を実施

地震・津波や武力攻撃などの発生に備え、情報伝達試験を行います。

この試験は、全国瞬時警報システム\*（Jアラート）を用いた試験で、本町以外の地域でもさまざまな伝達手段で行われます。

※全国瞬時警報システムは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝達するシステムです。

☎ 危機管理課 ☎ 286 - 3210

### 試験の詳細

日時 2月9日(金) 午前11時ごろ  
伝達手段 防災行政無線 / SNS / ましきメール  
放送内容 上りチャイム音  
「これは、Jアラートのテストです」(3回)  
「こちらは、ぼうさい益城町役場です」  
下りチャイム音

※気象や地震活動などの状況により中止する場合があります。

## 家畜を1頭(羽)以上飼養している人へ

家畜を1頭(羽)以上飼養している人は、家畜伝染病予防法第12条の4に基づき、頭羽数と衛生管理の状況を、毎年県知事に報告することが義務付けられています。

これまでに報告したことがある人には、定期報告様式を郵送していますので、必要事項を記入し提出してください。報告様式が届いていない人は、産業振興課 農政係へ連絡をお願いします。

☎ 役場産業振興課 農政係

☎ 286 - 3277

県中央家畜保健衛生所

☎ 0964 - 28 - 6021

### 対象家畜

牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚(ミニブタを含む)、イノシシ、鶏(烏骨鶏、チャボなどを含む)、アヒル(アイガモ)、ウズラ、キジ、ダチョウ、ほろほろ鳥、七面鳥

※犬、猫、ウサギ、ハムスター、モルモット、インコなどは対象外

### 定期報告の提出

提出場所 産業振興課 農政係(役場2階1番窓口)

提出期限 2月13日(火)

その他 2月1日時点の状況を記入してください。なお、小規模家畜飼養者\*の場合は、頭羽数のみの報告になります

※水牛・馬は1頭、鹿・めん羊・山羊・豚・イノシシは6頭未満、鶏・アヒル・ウズラ・キジ・ほろほろ鳥・七面鳥は100羽未満、ダチョウは10羽未満。

## 自衛官募集に係る対象者の情報提供

町は自衛官と自衛官候補生の募集について、法定受託事務として自衛隊に協力しており、年度ごとに18歳、21歳、22歳になる人の情報(氏名・住所・生年月日・性別)を自衛隊に提供しています。

情報の提供を望まない人は、自衛隊に提供する情報から除外しますので「除外申請書」を提出してください。



対象者 町内在住で日本国籍を有し、令和6年度に満18歳、21歳、22歳になる人

申し込み 「除外申請書」に必要事項を記入の上、持参か郵送で総務課へ。本人以外が申請する場合は委任状が必要です。

☎ 情報提供について 住民課 住民係 ☎ 286 - 3112

除外申請について 総務課 行政係 ☎ 286 - 3111